

【委員会のオンライン開催の規定整備がまとまった場合】

(5) ④ を追加し、協議を行います。

⑤ 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達
4 頁と同様。

⑥ その他
4 頁と同様。

(3) 各組織等の関係図
6 頁と同様。

(4) 議会の初動対応

議員が感染した場合又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応等については、
令和 2 年 8 月 24 日議会運営委員会申合せ (20 頁参照) のとおりとする。

(5) 議会運営について

① 定例会会期中に議員の感染が判明した場合

議会運営委員会 (状況に応じて委員協議、予算・決算理事会) を開き、定例会中
の会議日程の変更等を検討する。

議会事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員・議会事務局職
員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと議会フロア内の使用を制限
し、議場、委員会室、議員控室を中心に消毒作業を実施する。

② 閉会中に議員の感染が判明した場合

議長は、その都度、感染状況等を踏まえ、4 役会議の招集を判断する。

また、状況に応じて、議会運営委員会や委員協議を開き、今後の会議日程の変更
等を検討する。

議会事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員・議会事務局職
員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと議会フロア内の使用を制限
し、感染者が長時間滞在した諸室を中心に消毒作業を実施する。

③ 会議 (本会議・委員会) 開催にあたっての感染防止対策

マスクの着用、消毒液の設置、本会議・委員会中の換気、理事者の入れ替え等、
感染防止対策を十分講じた上で本会議・委員会を開催する。

④ 委員会開催における出席の特例

委員会開催にあたり、感染が判明した委員又は濃厚接触者と特定された委員が、
所属する委員会の招集する場所に参集することが困難なときは、当該委員は、あ
らかじめ委員長の許可を得て、出席の特例としてオンラインにより委員会に参加
することができる。(※堺市議会委員会条例第 13 条の 2 参照)